

### 野口和子さんが法務大臣 表彰を授与されました



更生保護に功績のあった方々に対する顕彰式典が、9月29日に東京都の日経ホールで行われ、野口和子さん（北栄町在住）が「法務大臣表彰」を授与されました。

野口さんは、保護司として平成9年6月から19年以上にわたり、現在も活躍されています。犯罪や非行をした人たちが、更生を図るための指導や社会復帰へ向けて保護観察を行うなど、更生保護の活動にご尽力されています。（11月21日）

### 個人番号

#### マイナンバーが記載された「通知カード」を紛失した方へ

通知カードを紛失された方は、住民票でご自身のマイナンバーを証明できますので、役場窓口で「マイナンバー入り住民票」を申請してください。

なお、通知カードの再交付には1枚500円の手数料がかかりますが、顔写真付きのマイナンバーカードは初回のみ無料で交付できます。いずれのカードも申請から受け取りまで1カ月程度かかりますので、ご注意ください。

▼問合せ 住民課戸籍年金係  
(☎ 23 - 2463)

### 給付金

#### 臨時福祉給付金等の 申請期限は12月5日まで

国の臨時的な措置として「平成28年度臨時福祉給付金」「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」が支給されます。

対象と思われる方は、**12月5日（月）まで**に申請してください。

※やむを得ない事由により申請ができなかった場合には、上記の申請期間終了後も申請を受け付けることができますので、お問い合わせください。

#### ▼次の事由に該当する場合の申請書の受付は平成29年2月6日（月）まで。

- ①郵便物の紛失や通知内容の未確認などの事由により、申請ができなかった。
- ②災害等の事由により、申請ができなかった。
- ③当初、平成28年度分の市町村民税（均等割）の課税者だった者が、その後の税務調査等により非課税者となったが、既に申請期間を過ぎていた。
- ④給付額の認定に必要な年金の裁定等が申請期間の終了までに判明しなかった。

#### ※申請書の提出がない場合は「辞退」の取り扱いとなります。

※給付金の対象と思われる方で申請書等が送付されていない場合は、至急ご連絡ください。  
※給付金の振り込め詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。

▼問合せ 臨時福祉給付金実施本部（ゆとろ内・☎ 25 - 2667）

### 検診

#### 町ではがん検診の 費用助成を行っています

町では皆さんの健康づくりを応援するために、検診費用を助成しています。病院などで同様の検診を受診するよりも、非常に安く受けられます。

例) 自費で胃・肺・大腸がんを受ける場合 約10,000円  
→町の検診を利用すると2,900円  
**約7,000円もお得です!**

胃・肺・大腸がんを早期に発見するためには、検診を毎年受ける必要があります。今年、まだ受診されていない方は、町の助成を活用して検診を受けましょう。

#### ■胃・肺・大腸がん検診

##### ▼日程・場所

平成29年1月11日（水）  
ゆとろ

##### ▼受付時間

午前7時30分～9時30分

##### ▼検診内容・対象年齢・料金

検診	検診内容・対象年齢	料金	
		一般・後期高齢者医療の方	町国保加入の方
胃がん	バリウム検査(35歳～)	1,600円	900円
肺がん	胸部レントゲン撮影(40歳～)	500円	300円
	必要者に喀たん検診	1,000円	650円
大腸がん	便潜血検査(2日分、40歳～)	800円	500円

- ・生活保護世帯の方は無料です。
- ・検診を希望される方は、事前に申込みが必要です。
- ・その他にも個人で都合の良い時に受診できる検診や検診機関までバスによる送迎を行う検診もあります。詳細は問合せください。

▼申込み・問合せ 保健課健康推進係（ゆとろ内・☎ 23 - 4044）



## 年末年始 町の業務・施設のご案内

### ■ 施設休業日

#### 12月31日～平成29年1月5日休業

- ・役場本庁舎 ・第2庁舎
- ・太美出張所 ・ゆとろ
- ・子ども発達支援センター
- ・ふとみ保育所
- ・子どもプレイハウス

#### 12月30日～平成29年1月5日休業

- ・総合体育館 ・世紀会館
- ・西当別コミュニティーセンター
- ・白樺コミュニティーセンター
- ・学習交流センター

#### 平成29年1月1日・2日休業

みどりヶ丘墓苑

※出生・死亡・婚姻届等、戸籍関係の届出は、年末年始の休業に関わらず役場本庁舎の警備員室で受け付けます。なお、死亡届は8時45分～17時15分の取り扱いです。

#### ▼問合せ

総務課総務係 (☎ 23 - 2330)

### ■ し尿汲み取り休業日

#### 12月29日～平成29年1月5日休業

12月14日までの申込み分は年内に汲み取ります。年末年始は大変混み合いますので、お早めに申込みください(汲み取り日の指定はできません)。

#### ▼申込み

当別清掃社 (☎ 22 - 3056)

### ■ 一般家庭ごみ収集休業日

#### 12月31日～平成29年1月3日休業

- ・ステーション収集  
(ごみカレンダー参照)

#### 12月30日～平成29年1月3日休業

- ・北石狩衛生センター自己搬入

#### 12月29日～平成29年1月5日休業

- ・粗大ごみ受け付け

▼問合せ 環境生活課環境対策係  
(☎ 23 - 2503)

年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

### 【現金・クレジットカードによる2年前納】

国民年金保険料の前納について、平成29年4月より、口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きい2年前納ができるようになります。現金による前納は任意の月から翌年度末(最大で4月から翌々年3月までの2年分)までの前納が可能になります。また、クレジットカードによる前納も、口座振替による2年前納と同じく納付できます。現金・クレジットカードによる2年前納の申出の受付開始は、平成29年1月を予定しています。詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

### 【国民年金保険料「後納制度」について】

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成27年10月から3年間限りの特例として開始されました。詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル ☎ 0570 - 011 - 050」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

### ■ 年金事務所出張相談所の開設

- ・12月20日(火) 10時～15時
- ・商工会館(錦町)にて

(相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133)

相談は予約制。  
代理人が相談する  
場合は委任状等が  
必要です。

### ▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

### 【国民健康保険税の納付が困難な場合】

保険税の納付がどうしても困難な場合は、お早めに税務課納税係まで相談ください。納期限が過ぎても保険税が未納の場合は督促します。督促しても未納が続き納税相談などに応じない場合は、次のような措置がとられます。

- ・有効期間が通常より短い保険証を交付します。有効期間が短いので、頻繁に更新手続きが必要になります。
- ・納付相談などがなく滞納が続くと、資格証明書を交付します。資格証明書を提示して病院にかかると、医療費をいったん全額自己負担することになります。

### 【交通事故にあった場合の手続き】

交通事故など第三者の行為によってケガや病気をし、国保で治療を受けるときは、必ず事前に「第三者行為による被害届」を国保窓口へ届け出る必要があります。国保が治療費を一時的に立て替え、あとから加害者に請求します。

届け出をしなかった場合や遅れた場合は、本来加害者が負担すべき医療費に加入者の皆さんが納めている国民健康保険税を充てることとなります。

▼国民健康保険の納付の問合せ 税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

### ▼国民健康保険の問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

### 固定資産税

固定資産税の申告、届出は忘れずに

#### 償却資産（固定資産税）の申告

平成 29 年 1 月 1 日現在で、当別町内に事業用償却資産を所有する法人または個人の方は、地方税法により申告が必要です。

▼申告期間 平成 29 年 1 月 6 日（金）～ 1 月 31 日（火）

#### ▼申告方法

平成 29 年 1 月 1 日現在、所有している償却資産すべてを申告してください。昨年申告のあった方には申告用紙を郵送しますが、用紙が届かない場合や新たに申告する場合はご連絡ください。

#### ※事業用償却資産とは…

法人または個人で農業・工場・商店・賃貸アパートなどを経営している人が、その事業のために用いている構築物・機械・装置・工具・器具・備品などのこと。

#### 【業種名と主な償却資産】

- ①共通 パソコン、コピー機、キャビネットなど。
- ②農業 農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、ビニールハウス、農業用機械設備など。
- ③小売業 商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、

冷蔵庫、冷凍庫など。

④飲食業 テーブル、イス、厨房設備、カラオケセット、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫など。

⑤医療業 各種医療機器、ベッド、待合室用イスなど。

⑥建設業 ブロックゲージ、パワーショベル、大型特殊自動車など。

⑦工場・鉄工業 旋盤、ボール盤、フライス盤、洗浄給水設備など。

⑧不動産賃貸業 駐車場舗装、看板、門、塀、外灯、緑化設備（植木ほか）、フェンス、側溝など。

#### 家屋（車庫、倉庫等を含む）の申告

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在にある家屋を対象として課税されます。平成 28 年 12 月 31 日までに家屋の新築や増築、取り壊し、所有者を変更した場合は届出と現地調査が必要です。速やかにご連絡ください。

※登記されている家屋は、札幌法務局江別出張所（☎ 011 - 382 - 2132）での手続きも併せてお願いします。

※届出を忘れると、平成 29 年度も引き続き課税される場合があります。

#### 住宅用地の特例申請

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要があるため、課税標準の特例措置が適用されます。土地の利用状況が変わった場合には、土地の所有者は速やかに申告してください。

例)・店舗などを住宅に改築し、住宅用地になった場合。

・住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合。

・住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合など。

▼問合せ 税務課資産税係  
☎ 23 - 2333

#### ご存知？

あなたの支援が必要です。  
ヘルプマーク

外見からは分からなくても、支援や配慮を必要としている方が周囲にいます。このマークを見かけたら、電車やバス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

▼問合せ 福祉課障がいサービス係（ゆとり内・☎ 25 - 2665）



#### ◎平成 28 年度採用◎

平和を仕事にする。  
陸海空自衛官募集

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日
陸・海・空自衛官候補生 (任期制自衛官)	18 歳以上 27 歳未満の男子	随 時	受付時にお知らせします
高等工科学校生徒	中卒（見込含む） の 15 歳以上 17 歳未満の男子	平成 29 年 1 月 6 日（金） まで	1 月 21 日（土） ※ 2 次試験あり
【当別町説明会】 12 月 8 日（木） 自衛コミュニティセンター 12 月 9 日（金） 西当別コミュニティセンター ※ 時間はいずれも 16 時～ 20 時			
江別地域事務所では、自衛官募集等に関する説明会を実施しています。お気軽にお越しください。（月から金曜日 午前 9 時から午後 5 時まで） 江別市野幌町 40-15 G & Tビル 2F			
▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎ 011 - 383 - 8955 役場環境生活課町民生活係 ☎ 23 - 3209			

#### ● 防犯協会ニュース

##### ◇犯罪を未然に防ぎましょう！

日没が一段と早くなり、帰宅時にはすっかり暗くなっています。歩きスマホは身の回りに注意が行き届かなく危険です。不審者から被害に遭わないためにも、防犯ブザーなどの防犯グッズを携帯しましょう。また、住宅周囲ではセンサーライトの設置など防犯機器を活用し、犯罪を未然に防止しましょう。

◎平成 28 年刑法犯発生状況（10 月末現在）

侵入窃盗	部品狙い	車上狙い	タイヤ盗	自転車盗	不審者
8 件	4 件	5 件	1 件	16 件	1 件

当別町防犯協会 ☎ 23 - 2711

## 夜 間

### 町税と町営住宅等使用料の 夜間窓口を開設しています

夜間窓口では、町税と町営住宅使用料（家賃）・駐車場使用料の納付に関する相談などをお受けしています。

#### ■今月の夜間窓口（共通）

12月8日（木）・22日（木）

19時30分まで

#### ▼場所・問合せ

町税窓口：税務課納税係（☎ 23 - 2341）

町営住宅関係窓口：建設課管理住宅係（☎ 23 - 3197）

## 納 税

### 12月26日は町道民税・固定資産税・国保税の納期限

平成28年度町道民税及び固定資産税（第4期分）、国民健康保険税（第6期分）の納期限は12月26日です。忘れずに納付しましょう。

納期限までに納付しない場合には、督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合があります。病気や失業などのやむを得ない事情がある場合は、ご相談ください。

▼問合せ 税務課納税係（☎ 23 - 2341）

## 納 税

### 12月は町税滞納整理強調月間

町では町税滞納額の縮小と収納率の向上を目指し、12月を「町税滞納整理強調月間」としています。

税は私たちが安心して健康な暮らしをするうえで、非常に大切な財源です。未納の方は、速やかに納付してください。

町税の滞納が続くと、地方税法に基づく延滞金が加算されます。また、納付の催告をしているにも関わらず滞納を続ける方には、税負担の公平性を確保するため、地方税法に基づく滞納処分（財産調査及び差押）を実施します。

▼問合せ 税務課納税係（☎ 23 - 2341）

## 北 警 察 署

### 12月10日～16日は 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

拉致容疑事案をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への関心を高めましょう。

▼問合せ 札幌方面北警察署  
（☎ 011 - 727 - 0110）

## 水 道

### 確認しましょう 家庭の水道使用水量

ご家庭で水道を使用していないのに水道メーターの表示が動く、家屋内で「シュー」と水の流れるような音がするなどの場合には、毎月お届けしている「水道使用水量等のお知らせ」（検針票）で使用水量を確認してください。急に使用水量が増えているようであれば漏水の可能性があります。

量水器から住宅までの水道施設の管理は、水道使用者の責任となります。漏水すると水が無駄に流れるばかりか、水道料金が多額になってしまいますので、検針票での使用水量のチェックをお願いします。心配な場合は、町の指定業者または上下水道課まで相談ください。

これから本格的な冬を迎え、水道は外気温がマイナス4℃以下になると日中でも凍結のおそれが生じます。水道管の凍結にもご注意ください。

▼問合せ 上下水道課業務係  
（☎ 22 - 2411）



廣 告

廣 告